

任意継続保険について

(令和 7 年 4 月 1 日令和 8 年 3 月 31 日までに取得される方)

希望される方へ

退職後の健康保険には、「任意継続保険」・「国民健康保険」・「家族の健康保険に入る」の選択肢があります。
毎月納める保険料や納付方法などを比較・検討の上、「任意継続保険」への加入を希望される方は
以下の内容をご理解の上、申請して下さい。

申請方法

申請受付期限	退職日の翌日から 20 日以内
資格取得日	退職日の翌日
加入できる期間	最長 2 年間
資格喪失事由	1.保険料を正当な事由なく納付期日までに納付しない 2.資格取得後 2 年を経過 3.死亡 4.後期高齢者医療制度に該当 5.他の健康保険の被保険者となった 6.任意で脱退する
保険料	退職時健康保険料(自己負担分)の 2 倍、あるいは 24,480 円 のいずれか低い金額。 なお、 40 才～64 才 は、退職時介護保険料(自己負担分)の 2 倍、あるいは 4,560 円 のいずれか低い金額が加算されます。(※65 才以上の介護保険料は市区町村が徴収) 資格取得日の属する月分から健康保険料・介護保険料(40 才～64 才)が必要です。
保険料の納付期限	第 1 回は健康保険組合が指定する日、2 回目以降は毎月 1 日～10 日です。 納付期限から1日でも遅延すると資格喪失となります。
納付方法	「銀行で振込み」または「ネットバンキング等で振込み」が選択できます。いずれも振込料は自己負担となります。 申請受付後 2～3 日で、振込用紙・申請受理通知書を郵送致しますので、必ず受け取れるようにしておいて下さい。
保険料の前納制度	前納 6 か月 (4 月～9 月分→振込は 3 月)・(10 月～翌年 3 月分→振込は 9 月) 前納 1 年 (4 月～翌年 3 月分→振込は 3 月) 保険料が割引となります。(割引額は年 4%の複利現価法)
保険料の還付	期間終了前に資格喪失した場合は、未経過分保険料を還付致します。
被扶養者のある方 (再度、認定の審査 があります。)	資格取得申請書の下段の「被扶養者届」欄に記入して下さい。 添付書類 ・住民票(世帯全員で続柄記載) ・被扶養者の収入のわかるもの 収入証明(役所発行)および直近給与明細 3 か月分や各種年金の直近の通知などのコピー 学生は学生証のコピーも添付 ※提出書類だけで認定ができない場合には、追加書類の提出を求めることがあります。

不明なことがある場合はお問い合わせ下さい。

申請書を提出後に任意継続申請を取りやめる場合は、必ず連絡して下さい。

店名.....社員No.....

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

ライフコーポレーション健康保険組合理事長殿

被保険者 証の	記号	番号	資格喪失年月日 (退職日の翌日)		令和 年 月 日			
被保険者 氏名	フリガナ		標準報酬月額 (給与明細で確認して下さい)					千円
	男・女		生年月日	昭平 年 月 日				
住所	〒 -		電話番号 - -					
国民健康保険に加入した場合の納める保険料や納付方法などと 任意継続保険との比較・検討 (□にチェックをつけて下さい)					☐ 済 ☐ 未			
保険料の納付方法 (□にチェックをつけて下さい)		☐ 毎月納付 ☐ 6ヶ月前納 ☐ 1年分前納 (4月～9月と10月～翌年3月) (4月～翌年3月)						

上記のとおり申請します。

健康保険 被扶養者届

継続して扶養する家族がいる場合は、その方について記入して下さい。再度、認定審査があります。

※給与収入がない方も職業(主婦・無職・高校2年等)・年間収入見込(年金等含む)は記入して下さい。

氏名	生年月日	性別	続柄	同居 別居	職業	年間収入 見込
フリガナ	昭平 年 月 日	男・女		同・別		万円
フリガナ	昭平 年 月 日	男・女		同・別		万円
フリガナ	昭平 年 月 日	男・女		同・別		万円

<留意事項> 年収130万円未満かつ被保険者の収入の1/2未満であること(60歳以上または障害者は180万円未満)
<添付書類> 住民票(世帯全員で続柄記載)
被扶養者の収入のわかるもの
収入証明(役所発行)および直近給与明細3か月分や各種年金の直近の通知などのコピー
学生は学生証のコピーも添付

※提出書類だけで認定ができない場合には、追加書類の提出を求めることがあります。